

学校感染症による出席停止と学校感染症罹患証明書について

インフルエンザ等の学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他への感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い、休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。

なお、従来は、医師からの許可を得たことを証明する「治癒証明書」の提出をお願いしていましたが、インフルエンザの患者が急増している場合、「治癒証明書」の発行のために生徒が医療機関を受診することは、医療体制を確保する上で支障となることが考えられます。

つきましては、インフルエンザ等の学校感染症で欠席される場合は下記のようにお願いします。

- 1 感染が確認された時点で必ず学校にご連絡ください。(052-400-1108)
- 2 インフルエンザ等の学校感染症にかかったことを証明できる書類を提出してください。
 - ・本校の様式による「学校感染症罹患証明書」をご利用ください。
 - 必ずしも、医療機関の証明をいただくものではありません。

3 提出時期

- ・登校時に提出

登校時が原則ですが、困難な場合は、後日提出していただいても結構です。

*学校感染症とは、以下のとおりです。

インフルエンザ・新型コロナウイルス・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹（三日はしか）・結核・水痘（水ぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）・百日咳・流行性角結膜炎・その他の感染症（※本校にお問い合わせください）